

6 介護予防通所介護費

基本部分		注		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所介護費		×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算		(1月につき 100単位を加算)			
ハ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)			
ニ 栄養改善加算		(1月につき 150単位を加算)			
ホ 口腔機能向上加算		(1月につき 150単位を加算)			
ヘ 選択のサービス複数実施加算	(1) 選択のサービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)			
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
	(2) 選択のサービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)			
ト 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)			
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/1000)	注 所定単位は、イからチまでに算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				
： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合 又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
	病院又は診療所の 場合	要支援1 (1月につき 2,412単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	—376単位
		要支援2 (1月につき 4,828単位)					—752単位
	介護老人保健 施設の場合	要支援1 (1月につき 2,412単位)					—376単位
		要支援2 (1月につき 4,828単位)					—752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択のサービス 複数実施加算	(1) 選択のサービス複数実施 加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択のサービス複数実施 加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)	注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						
： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目							